

愛媛県武道館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)が行う愛媛県武道館(以下「武道館」という。)の管理運営については、愛媛県武道館管理条例(平成17年7月19日条例第72号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(開館時間)

第2条 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業団の理事長(以下「理事長」という。)は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することがある。

(休館日)

第3条 武道館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日。)

(2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に武道館を利用させることがある。

(専用利用)

第4条 武道館の施設のうち、専用で施設を利用(以下「専用利用」という。)できるものは、主道場、柔道場、剣道場、副道場及び会議室とする。

2 専用利用しようとする者は、愛媛県施設利用予約システムで予約をしたうえで、原則として、利用日の3箇月前から14日前までに愛媛県武道館利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を事業団に提出しなければならない。

3 利用許可申請書の受付は、開館日の午前9時から午後9時までの間に行うものとする。

4 理事長は、利用許可申請書の提出があった場合は、その内容を審査し利用施設の同一時期の予約がなされていない場合に限り、当該利用許可申請書を受理するものとする。

5 理事長は、前項の規定による利用の許可の申請があった場合において、利用が適当であると認めるときは、施設の利用を許可し、利用料金の請求を行うものとする。

6 理事長は、利用料金が納付された場合は、当該申請をした者に対し、愛媛県武道館利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。この場合において

、武道館の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

- 7 理事長は、第2項に定める期間外に利用許可申請書の提出があった場合であっても、特に理由があると認めるときは、同項の利用の許可をすることができる。
- 8 武道館の利用の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、武道館の利用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の変更)

第5条 専用利用者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、原則として、利用日の14日前までに愛媛県武道館利用変更許可申請書(様式第3号)に利用許可書を添えて事業団に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 利用日時、利用施設
- (2) 入場料の有無
- (3) その他許可にかかる事項のうち重要なもの

- 2 理事長は、変更理由がやむを得ないと認められたときは、変更しようとする日時に予約が入っていない場合に限り許可するものとする。

(許可の取消し等)

第6条 理事長は、専用利用者が条例第10条の規定に該当する場合若しくは利用料金が納付されないときは、利用の許可を取り消し又は停止することができる。

(利用料金の納付)

第7条 専用利用者は、利用日の14日前までに利用料金を事業団に納付しなければならない。

ただし、理事長は、特に必要と認めた場合は、別に指定した期日までに利用料金の一部を分納させることができるものとする。

- 2 利用許可申請書の提出日が利用日の14日前までに満たないときは、利用者は、利用許可申請書が受理された場合、申請と同時に利用料金を納付するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、利用後に利用料を納付させることができるものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
 - (2) 許可された利用時間を超えて利用した場合
 - (3) 武道館の附属設備及び備品を利用する場合

(4) その他理事長がやむを得ないと認める場合

(共同利用)

第8条 武道館の施設のうち個人で施設を利用(以下「共同利用」という。)できるものは、主道場、柔道場、剣道場、副道場及びトレーニング施設とする。

- 2 共同利用は専用利用による利用がない場合に限る。また、共同利用の予約は行えない。
- 3 共同利用をしたいとして、利用料金を事業団に納付した者(以下「共同利用者」という。)に、それぞれ当該各号に定めるものを交付する。
 - (1) 主道場、柔道場、剣道場及び副道場 氏名、利用施設名、利用時間を明記した書面。
 - (2) トレーニング施設 体力測定、トレーニング機器等利用の種別を区分するもの。
- 4 道場施設のうち、柔道場、剣道場、副道場は利用の延長を行うことができる。この場合において、理事長は、共同利用者に対し、あらかじめ申し出た利用時間を超えた時間に相当する利用料金の納付を指示するものとする。
- 5 第6条の規定は、共同利用者について準用する。

(利用料金の額)

第9条 条例第12条の規定により、事業団が定める利用料金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第13条の規定により、事業団が利用料金を減免する場合及びその額の基準は別表第3のとおりとする。

- 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、愛媛県武道館利用料減免申請書(様式第4号)及び事業の実施要領等に該当すると認めうる書類を事業団に提出しなければならない。但し、県において別に手続きを定める場合は、この限りでない。

(利用料金の不還付)

第11条 事業団が既に収受した利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長がやむを得ないと認めたとき。

(遵守事項)

第12条 武道館を利用する者(見学等のため入館する者を含む。以下「武道館利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 武道館において、他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 武道館の施設、附属設備及び備品を損傷しないこと。
- (3) 承認を得ないで施設、附属設備又は備品に特別の設備をし、又はその原状を変更しないこと。
- (4) 施設共同利用券の交付を受けた施設又は利用の許可を受けた施設、附属設備若しくは備品以外のもの(あらかじめ届け出た搬入物品を除く。)を利用しないこと。
- (5) 承認を得ないで、備品を武道館の外に持ち出さないこと。
- (6) 次に掲げる施設では飲食をしないこと。ただし、試合、練習等の水分補給は除く。
 - ア 主道場、柔道場、剣道場及び副道場の競技面
 - イ トレーニング室
 - ウ メディカルチェック室
- (7) 武道館の建物内での喫煙はしないこと。喫煙は屋外の所定の場所に限る。
- (8) 承認を得ないで、武道館に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (9) 武道館において承認を得ないで商品の宣伝、展示、販売等営利を目的とする行為を行わないこと。
- (10) 武道館において承認を得ないで宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、又は掲示しないこと。
- (11) ペット類の持ち込みをしないこと。但し、盲導犬、介助犬等を除く。
- (12) 前各号に定めるもののほか、武道館の秩序を乱すような行為をしないこと。

(入館の制限)

第13条 理事長は、次に掲げる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をする者
- (3) 他人に危害を加えようとする者
- (4) 前条各号の規定に違反する者
- (5) 武道館の職員の指示に従わない者

(利用の制限等)

第14条 理事長は、武道館の利用に関して、次に各号に掲げる場合は施設等の利用の制限を行うことができる。

- (1) 未成年者の利用時間および利用器具。
- (2) エントランスホールその他の共用部分の利用。
- (3) その他、理事長が必要と認める場合。

(施設等損傷の届出)

第15条 武道館利用者は武道館の施設、附属設備及び備品を損傷した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

2 理事長は、前項の届出のうち重大のものは、県にその旨を報告するものとする。

(損害賠償等)

第16条 事業団は、自己の責めに帰すべき理由により、武道館の施設等を滅失し、又は損傷した者に対して、原状回復をし、又はそれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第17条 武道館利用者は、武道館の施設、附属設備及び備品の利用を終えたとき又は利用の許可を取り消されたときは、武道館の職員の指示に従い、速やかに附属設備及び備品を所定の場所に整理し、武道館に持ち込んだものを搬出し、武道館を利用した際に出たごみを回収するなど、原状に回復しなければならない。

(利用の指示及び調査)

第18条 理事長は、武道館の秩序の維持及び管理上必要があると認めるときは、武道館利用者に対し、その利用に関し指示をし、又は利用中の施設に武道館の職員を立ち入らせ、利用の現状を調査させることができる。

(補足)

第19条 この要綱に定めるもののほか、武道館の管理に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

(第4条関係) 愛媛県武道館利用許可申請書

(表)

愛媛県武道館利用許可申請書 (公財) 愛媛県スポーツ振興事業団 理事長 高橋 祐二 様 住 所 申請者 氏 名 電話番号 F A X 番 号	
利用施設及び 利用日時	裏面記載のとおり。
利用する 附属設備等	裏面記載のとおり。
利用目的	行事等の名称 参加人員 人
	行事等の内容 概要 <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/>アマチュアスポーツ以外
	入 場 料 <input type="checkbox"/> 徴収しない <input type="checkbox"/>営利 <input type="checkbox"/>非営利 <input type="checkbox"/> 徴収する
利用責任者	氏 名 電話番号
	住所又は 連絡先 F A X 番 号
(備考) 共用部分利用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 利用情報公開 <input type="checkbox"/>可 <input type="checkbox"/>否 駐車見込台数 台 減免申請 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無	
注意 1 利用施設は、次のとおりです。 主道場（全体利用、分割利用（4分の1利用、2分の1利用及び4分の3利用））、柔道場（全体利用、分割利用（3分の1利用及び3分の2利用））、剣道場（全体利用、分割利用（3分の1利用及び3分の2利用））、副道場（全体利用、2分の1利用）、大会議室、中会議室、小会議室 2 <input type="checkbox"/> のある欄は、該当する <input type="checkbox"/> の中にレ印を付けてください。 3 利用申請書の提出については、郵送及びファックスでも受付いたします	

(裏)

1 利用施設

利用施設	月 日 ()			月 日 ()			月 日 ()		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間

注意 1 午前、午後及び夜間の欄には、柔道場、剣道場又は副道場を時間を単位として専用利用する場合、及び会議室を利用する場合については利用時間を記入してください。

2 リハーサル又は準備に利用するときは準を、本番に利用するときは本を、整理に利用するときは整を、それぞれ記入してください。

2 附属設備及び備品

利用施設	附属設備又は備品の名称	利 用 月 日 及 び 利 用 数 量					
		月 日	数 量	月 日	数 量	月 日	数 量

注意 数量の欄には、大型映像表示設備及び冷暖房設備については利用時間を記入してください。

施設予約システム 確認

案内表示 (愛媛県武道館記入欄)

様式第2号

(第4条関係) 愛媛県武道館利用許可書

(表)

愛媛県武道館利用許可書			
		第 年 月 日 号	
様		(公財)愛媛県スポーツ振興事業団 理事長 高橋 祐二 ㊞	
利用施設及び 利用日時	利 用 施 設	年 月 日	時 間 帯 (午前・午後・夜間・全日)
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
	(面数)		
行事の名称			
許可の条件			
利用上の注意	裏面記載の利用上の注意事項を遵守すること。		
(備考)			

(裏)

利用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県武道館(以下「武道館」という。)の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を武道館の職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他武道館を利用する者の責めに帰することができない理由により利用が不能となった場合又は事業団が特にやむを得ないと認めた場合にほかは納付した利用料を還付しない。
- 4 武道館の施設、附属設備等の利用を終えたときは、直ちに当該施設、附属設備等を現状に回復するとともに、その旨を武道館の職員に届け出ること。
- 5 武道館の職員の指示に従うこと。
- 6 その他武道館の利用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号

(第5条関係) 愛媛県武道館利用変更許可申請書

<p>愛媛県武道館利用変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(公財) 愛媛県スポーツ振興事業団 理事長 高橋 祐二 様</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p>			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(備 考)</p>			

注意 愛媛県武道館利用許可書（様式第2号）を添付してください。

様式第4号

(第10条関係) 愛媛県武道館利用料減免申請書

<p>愛媛県武道館利用料減免申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(公財) 愛媛県スポーツ振興事業団</p>	
<p>理事長 高橋 祐二 様</p>	
<p>所在地</p>	
<p>申請者</p>	
<p>名称及び代表者の氏名</p>	
<p>印</p>	
<p>申請理由 (利用目的)</p>	
<p>(備考)</p>	
<p>注意 主道場、柔道場、剣道場又は副道場を専用利用しようとするとき及び会議室を利用しようとするときは、愛媛県武道館利用許可申請書に添えて提出してください。</p>	

別表第1 (第9条関係)

1 道場施設専用利用料

区	分	利 用 料					
		午 前 又 午 後	夜 間	全 日			
主道場	入場料が無料の場合	全体利用		12,340 円	22,210 円	46,890 円	
		4分の3利用		9,250 円	16,660 円	35,160 円	
		2分の1利用		6,170 円	11,100 円	23,440 円	
		4分の1利用		3,080 円	5,550 円	11,710 円	
	アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料が有料の場合	平 日	全体利用	37,020 円	46,900 円	120,940 円
				4分の3利用	27,770 円	35,170 円	90,710 円
				2分の1利用	18,510 円	23,450 円	60,470 円
				4分の1利用	9,250 円	11,720 円	30,220 円
		祝日等	全体利用	44,430 円	56,360 円	145,220 円	
			4分の3利用	33,320 円	42,270 円	108,910 円	
			2分の1利用	22,210 円	28,180 円	72,600 円	
			4分の1利用	11,100 円	14,090 円	36,290 円	
	アマチュアスポーツ以外 に利用する場合	入場料が無料の場合	平 日	全体利用	100,790 円	110,670 円	312,250 円
				4分の3利用	75,600 円	83,000 円	234,200 円
				2分の1利用	50,390 円	55,330 円	156,110 円
				4分の1利用	25,190 円	27,660 円	78,040 円
		祝日等	全体利用	120,960 円	132,890 円	374,810 円	
			4分の3利用	90,720 円	99,660 円	281,100 円	
			2分の1利用	60,480 円	66,440 円	187,400 円	
			4分の1利用	30,240 円	33,220 円	93,700 円	
		入場料が有料の場合	平 日	全体利用	252,200 円	262,070 円	766,470 円
				4分の3利用	189,150 円	196,560 円	574,860 円
				2分の1利用	126,100 円	131,030 円	383,230 円
				4分の1利用	63,050 円	65,510 円	191,610 円
祝日等			全体利用	302,700 円	314,530 円	919,850 円	
			4分の3利用	227,000 円	235,950 円	689,860 円	
			2分の1利用	151,400 円	157,260 円	459,970 円	
			4分の1利用	75,700 円	78,680 円	229,980 円	
柔道場又は 剣道場	入場料が無料の場合	全体利用		4,620 円	7,090 円	16,330 円	
		3分の2利用		3,080 円	4,730 円	10,890 円	
		3分の1利用		1,540 円	2,360 円	5,440 円	
	入場料が有料の場合	平 日	全体利用		13,880 円	16,350 円	44,110 円

		場合		3分の2利用	9,250円	10,900円	29,400円
				3分の1利用	4,620円	5,450円	14,690円
			祝日等	全体利用	16,660円	19,640円	52,960円
				3分の2利用	11,100円	13,160円	35,360円
				3分の1利用	5,550円	6,580円	17,680円
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料が無料の場合	平日	全体利用	7,090円
	3分の2利用	4,730円				6,370円	15,830円
	3分の1利用	2,360円			3,180円	7,900円	
	祝日等	全体利用		8,530円	11,510円	28,570円	
		3分の2利用		5,750円	7,710円	19,020円	
		3分の1利用		2,870円	3,900円	9,560円	
	入場料が有料の場合	平日	全体利用	17,690円	20,150円	55,530円	
			3分の2利用	11,820円	13,470円	37,110円	
			3分の1利用	5,960円	6,780円	18,700円	
		祝日等	全体利用	21,290円	24,270円	66,650円	
			3分の2利用	14,190円	16,250円	44,630円	
			3分の1利用	7,190円	8,220円	22,600円	
	副道場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料が無料の場合	全体利用	3,080円	5,550円	11,710円
2分の1利用				1,540円	2,770円	5,850円	
平日			入場料が有料の場合	全体利用	9,250円	11,720円	30,220円
				2分の1利用	4,620円	5,860円	15,100円
祝日等			全体利用	11,100円	14,090円	36,290円	
				2分の1利用	5,550円	7,090円	18,190円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合		入場料が無料の場合	平日	全体利用	3,290円	5,750円	12,330円
				2分の1利用	1,640円	2,870円	6,150円
			祝日等	全体利用	4,010円	6,990円	14,810円
		2分の1利用		2,050円	3,490円	7,400円	
		入場料が有料の場合	平日	全体利用	8,220円	10,690円	27,130円
				2分の1利用	4,110円	5,340円	13,560円
祝日等	全体利用		9,870円	12,850円	32,590円		
	2分の1利用	4,930円	6,480円	16,340円			

注1 この表において、「午前」とは午前9時から午後1時までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜

間」とは午後5時から午後9時までをいう。

- 2 この表において、「平日」とは祝日等以外の日を、「祝日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して専用利用する場合の利用料は、午前及び午後又は午後及び夜間の利用料の合計額とする。
- 4 利用者が商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として専用利用する場合の利用料は、入場料徴収の有無にかかわらず、入場料が有料の場合に相当する額とする。
- 5 リハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料は、入場料が無料の場合に相当する額とする。
- 6 午前、午後又は夜間に柔道場、剣道場又は副道場を時間を単位として専用利用する場合の利用料は、1時間までごとに、それぞれの区分の利用料の1時間当たりの額(100円未満切上げ)に相当する額とする。
- 7 休館日の午前、午後又は夜間に施設を専用利用する場合の利用料は、表中の額又は前項に定める額の110パーセント(100円未満切上げ)に相当する額とする。
- 8 午後9時から翌日の午前9時までの間に専用利用する場合の利用料は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。

区 分		利 用 料
主道場	午後9時から翌日の午前6時まで	夜間の利用料の1時間当たりの額(10円未満切上げ)の 110パーセントに相当する額(10円未満切上げ)
	午前6時から午前9時まで	午前の利用料の1時間当たりの額(10円未満切上げ)の 110パーセントに相当する額(10円未満切上げ)
柔道場、剣道場及び副道場	午後9時から翌日の午前6時まで	夜間の1時間までごとの利用料の 110パーセントに相当する額(10円未満切上げ)
	午前6時から午前9時まで	午前の1時間までごとの利用料の 110パーセントに相当する額(10円未満切上げ)

2 会議室施設利用料

区 分	利用料(1時間までごとにつぎ)
大会議室(アマチュアスポーツ)	1,540 円
中会議室(アマチュアスポーツ)	820 円
小会議室(アマチュアスポーツ)	510 円
大会議室(アマチュアスポーツ以外)	4,500 円
中会議室(アマチュアスポーツ以外)	1,600 円
小会議室(アマチュアスポーツ以外)	1,000 円

3 道場施設及びトレーニング施設共同利用料

区 分		単 位	利用料	
小学校の児童、中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒その他これらに類する者	主道場	1時間までごとにつき	50 円	
	柔道場	1時間までごとにつき	50 円	
	剣道場	1時間までごとにつき	50 円	
	副道場	1時間までごとにつき	50 円	
	トレーニング施設	トレーニング機器	1回につき	100 円
		一般体力測定	1回につき	510 円
		筋力系専門体力測定	1回につき	1,540 円
心肺系専門体力測定		1回につき	3,080 円	
15歳以上の者 (中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒その他これらに類する者を除く。)	主道場	1時間までごとにつき	100 円	
	柔道場	1時間までごとにつき	100 円	
	剣道場	1時間までごとにつき	100 円	
	副道場	1時間までごとにつき	100 円	
	トレーニング施設	トレーニング機器	1回につき	300 円
		一般体力測定	1回につき	1,020 円
		筋力系専門体力測定	1回につき	1,540 円
心肺系専門体力測定		1回につき	3,080 円	

注 トレーニング機器を利用する場合において、回数券を利用するときの利用料は、この表の規定にかかわらず、1人11回につき、この表に規定するトレーニング機器の利用料の額に10を乗じて得た額とする。

別表第2(第9条関係)

1 附属設備及び備品の利用料

番号	種類又は品目		単位	利用料
1	せり舞台		1基1日につき	3,290 円
2	バトン		1本1日につき	1,020 円
3	ホイスト		1組1日につき	1,020 円
4	音響設備	主道場	1式1日につき	2,050 円
		柔道場、剣道場、副道場		1,020 円
		大会議室		510 円
5	大型映像表示設備	(1) アマチュアスポーツ以外に主道場を利用する場合において、入場料が有料のとき又は営利を目的として利用するとき。	1式1時間までごとにつき	10,800 円
		(2) 主道場を利用する場合において、(1)に該当しないとき。	1式1時間までごとにつき	2,160 円
6	フォークリフト		1台1日につき	5,140 円
7	フロアシート		1本1日につき	510 円
8	コンポジットパネル		1枚1日につき	30 円
9	持込電気機器(イベント用配電盤利用時)		1キロワットまでごとにつき	200 円
10	いす(アマチュアスポーツ以外に主道場、柔道場、剣道場又は副道場を利用する場合において、入場料が有料のとき又は営利を目的として利用するとき。)		1脚1日につき	50 円

2 冷暖房設備の利用料

区分	利用料(1時間までごとにつき)
主道場	10,900 円
柔道場	710 円
剣道場	710 円
副道場	710 円

別表第3(第10条関係)

利用料金を減免する場合及び減免する額

第1 条例第13条第1号の規定は、次に掲げるときとし、それぞれ利用料金を免ずる。

- 1 県が主催する事業のうち、条例第2条第1号及び第2号に該当する事業に利用するとき。
- 2 事業団が主催するスポーツの振興に関する事業に利用するとき。

第2 条例第13条第2号の規定は、次の表の左欄に掲げるときとし、それぞれ同表の右欄に定める額を減ずる。

区 分		減ずる額
1	いーよポイントとの引換えにより利用料の減免を受けようとするとき。	1いーよポイントにつき 100円
2	県が主催する事業のうち、教育の向上発展及び青少年の健全育成に寄与する行事の実施に利用するとき。	利用料金の50パーセントに相当する額
3	<p>県が共催(事業の企画及び運営に参画するなど当該事業について責任の一部を負担することをいう。)する行事(県が助成する行事を除く。)であって、次に掲げる基準に該当するものの実施に利用するとき。</p> <p>(1) 主催者に関する基準 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 国及び地方公共団体</p> <p>イ 独立行政法人、特殊法人、特例民法法人及びこれらに類する団体(宗教法人を除く。)</p> <p>(2) 事業の目的及び内容に関する基準 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 教育の向上発展及び青少年の健全育成に寄与するものであること。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。</p> <p>ウ 非営利目的のものであること。</p> <p>エ 県大会その他これと同等以上のものであって、武道館を使用するのにふさわしい規模のものであること。</p>	利用料金の50パーセントに相当する額
4	その他知事が必要と認めるとき。	2分の1以内の額で知事の認める額

第3 管理条例第13条第3号の規定は、次の表の左欄に掲げるときとし、同表の右欄に定める額を減ずる。

区 分		減ずる額
1	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（介護を要する者1名につき1名）並びに65歳以上の者（以下「身体障害者等」という。）が利用するとき。（施設を専用利用する場合にあっては、身体障害者等のみが利用する場合に限る。）	利用料金の50パーセントに相当する額
2	えひめ国体に向けた競技力向上のための強化練習に利用するときで、えひめ国体終了の日までとする。（国体正式競技の団体・指定校及び指定チームが対象。）	利用料金の50パーセントに相当する額
3	柔道用床転換システムを3基以上使用する大会が午後4時以前に終了する場合で、当該柔道用床転換システムの撤去が当該大会の行われた日の午後5時以降に終了することとなるとき。	主道場に係る夜間の使用料の全額
4	その他理事長が必要と認めるとき。	理事長の認める額